

<p>四 不正の手段により第四条第一項の認定又は第十九条第一項の変更の認定を受けたとき。</p> <p>主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>第二節 外国における特定認証業務の認定</p> <p>第十五條 外国にある事務所により特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>第三項及び第五条から第七条までの規定は前項の認定に、第八条から第十三条までの規定は同項の認定を受けた者（以下「認定外国認証事業者」という。）に準用する。この場合において、同条第二項中「何人も」とあるのは、「認定外国認証事業者は」と読み替えるものとする。</p> <p>主務大臣は、第一項の認定若しくはその更新又は前項において準用する第九条第一項の変更の認定を受けようとする者が外国の法令に基づく認証業務に関する制度で第四条第一項の認定の制度に類するものに基づいて当該外国にある事務所により認証業務を行う者である場合であつて、我が国が当該外国と締結した条約その他国際約束を誠実に履行するために必要があると認めるときは、それらの者に対して、前項において準用する第六条第二項（前項において準用する第七条第二項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査に代えて、主務省令で定める事項を記載した書類の提出をさせることができる。</p> <p>前項の場合において、これらの者から当該書類の提出があつたときは、主務大臣は当該書類を考慮して第一項の認定若しくはその更新又は第二項において準用する第九条第一項の変更の認定のための審査を行わなければならない。（認定の取消し）</p> <p>第十六条 主務大臣は、認定外国認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>一 前条第二項において準用する第五条第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 前条第二項において準用する第六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。</p> <p>三 前項において準用する第九条第一項若しくは第四項、第十一条、第十二条又は第十三条第二項の規定に違反したとき。</p>
---	---

<p>四 不正の手段により前条第一項の認定又は第十九条第二項において準用する第九条第一項の変更の認定を受けたとき。</p> <p>主務大臣が第三十五条第三項において準用する同条第一項の規定により認定外国認証事業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。</p>	<p>第六章 主務大臣が第三十五条第三項において準用する同条第一項の規定により認定外国認証事業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。</p> <p>主務大臣が第三十五条第三項において準用する同条第一項の規定によりその職員に認定外国認証事業者の営業所、事務所その他の事業場において検査をさせようとした場合において、その検査を拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は同項の規定による質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。</p> <p>主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>
--	--

<p>第四章 指定調査機関による調査</p> <p>第一節 指定調査機関等</p> <p>第十七条 主務大臣は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に第六条第二項（第七条第二項、第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第三項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査（次節を除き、以下「調査」といいう。）の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>主務大臣は、前項の規定により指定調査機関に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、主務大臣は、指定調査機関が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮して第四条第一項の認定若しくはその更新、第九条第一項、第十五条第二項において準用する場合を含む。）の変更の認定又は第十五条第一項の認定若しくはその更新のための審査を行わなければならぬ。</p>	<p>第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 第二十九条第一項の規定により指定を取り消され、又は第三十二条第一項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの（指定の基準）</p>
---	--

<p>第二十条 主務大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一 調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。</p> <p>二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて主務省令で定める構成員の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三 調査の業務以外の業務を行つて調査が不正になるおそれがないものであること。</p> <p>四 その指定をすることによって申請に係る調査の適確かつ円滑な実施を阻害することとなること。</p>	<p>第二十一条 指定調査機関の役員（法人でない指定調査機関の役員）</p> <p>指定は、五年以上十年以内において、調査を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。（欠格条項）</p> <p>第十八条 前条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）は、主務省令で定めるところにより、調査を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。（指定の更新）</p> <p>第十九条 前条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）は、主務省令で定めるところにより、調査を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。（指定の更新）</p> <p>第二十条 指定調査機関の役員（法人でない指定調査機関の役員）</p> <p>指定は、五年以上十年以内において、調査を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。（欠格条項）</p> <p>第二十一條 指定調査機関の役員（法人でない指定調査機関の役員）</p> <p>指定は、五年以上十年以内において、調査を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。（欠格条項）</p> <p>第二十二条 指定は、五年以上十年以内において、調査を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。（指定の更新）</p> <p>第二十三条 指定は、五年以上十年以内において、調査を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。（欠格条項）</p> <p>第二十四条 指定調査機関は、調査を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査を行わなければならぬ。</p> <p>第二十五条 指定調査機関は、調査の業務に関する規程（以下「調査業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>主務大臣は、第一項の認可をした調査業務規程が調査の公正な実施上不適當となつたと認めるとときは、その調査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p>
--	---

(帳簿の記載)
第二十六条 指定調査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、調査の業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。(適合命令)

第二十七条 主務大臣は、指定調査機関が第二十一条第一号から第三号までに適合しなくなったと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。(業務の休廃止)

第二十八条 指定調査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。(指定の取消し等)

第二十九条 主務大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定に違反したときは、第十九条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 第二十一条第一項の認可を受けた調査業務規程によらないで調査の業務を行ったとき。

四 第二十一条第三項又は第二十七条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を取り消し、又は調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。(主務大臣による調査の業務の実施)

第三十条 主務大臣は、指定調査機関が第二十八条の規定により調査の業務の全部若しくは一部を休止した場合、前条第一項の規定により指定調査機関に対し調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定調査機関が天災その他の事由により調査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第十七条の規定により行うこととし、又は同項の規定により行つてい

2 第二項の規定にかかるわらず、調査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。主務大臣は、前項の規定により調査の業務を行つてい

る調査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 主務大臣が、第一項の規定により調査の業務を行うこととし、第二十八条第一項の規定により調査の業務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合は、主務省令で定める。

第二節 承認調査機関

(承認調査機関の承認等)
第三十一条 主務大臣は、第五十五条第二項において準用する第六条第二項(第十五条第二項において準用する第七条第二項及び第九条第三項において準用する第七条第二項)の規定による調査(以下この節において「調査」という。)の全部又は一部を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る。)から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、これを承認することができる。

2 主務大臣が前項の承認をしたときは、第五十五条第一項の認定若しくはその更新又は同条第二項において準用する第九条第一項の変更の認定を受けようとする者は、前項の承認を受けた者(以下「承認調査機関」という。)が行う調査については、第十五条第二項において準用する第四条第二項(第十五条第二項において準用する第七条第二項において準用する第七条第三項において準用する第九条第二項及び第十七条第三項において準用する第九条第二項において準用する第七条第二項において準用する第七条第三項の規定にかかるわらず、主務省令で定めるところにより、承認調査機関に申請をすることができる。この場合において、主務大臣は、承認調査機関が次項の規定により通

知する調査の結果を考慮して第十五条第一項の認定若しくはその更新又は同条第二項において準用する第九条第一項の変更の認定のための審査を行わなければならない。

3 承認調査機関は、前項の申請に係る調査を行つたときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務省令で定めるところにより、主務大臣に通知しなければならない。

4 承認調査機関は、調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 主務大臣は、前項の規定により承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

6 第十九条から第二十二条までの規定は第一項の承認に、第二十四条から第二十七条までの規

定は承認調査機関に準用する。この場合において、第二十五条第三項及び第二十七条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(承認の取消し)
第三十二条 主務大臣は、承認調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第三項若しくは第四項の規定又は同条第六項において準用する第二十二条第一項、第二十四条、第二十五条第一項若しくは第二十六条の規定に違反したとき。

2 前条第六項において準用する第十九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

3 前条第六項において準用する第二十五条第三項又は第二十七条の規定による請求に応じなかつたとき。

4 前条第六項において準用する第二十五条第三項又は第二十七条の規定による請求に応じなかつたとき。

5 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。

6 主務大臣が、承認調査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて調査の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。

7 主務大臣が第三十五条第三項において準用する同条第二項の規定により承認調査機関に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

8 主務大臣が第三十五条第三項において準用する同条第二項の規定によりその職員に承認調査機関の事務所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は同項の規定による質問に對して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

9 主務大臣が、前項の規定により承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

10 主務大臣は、前項の規定により承認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

11 第四条第一項の認定を受けようとする者(主務大臣が第十七条第一項の規定により指定調査機関に調査の全部を行わせることとしたときを除く。)

12 第七条第一項(第十五条第二項において準用する場合を含む。)の認定の更新を受けようとする者

13 第九条第一項(第十五条第二項において準用する場合を含む。)の変更の認定を受けようとする者

14 第十五条第一項の認定を受けようとする者(主務大臣が第十七条第一項の規定により指

定は承認調査機関に準用する。この場合において、その他の援助を行うよう努めなければならない。

(国の措置)
第三十四条 国は、教育活動、広報活動等を通じて電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(報告徴収及び立入検査)
第三十五条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定認証事業者に対し、その認定に係る業務に關し報告をさせ、又はその職員に、認定認証事業者の営業所、事務所その他事業場に立ち入り、その認定に係る業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとし、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 第一項の規定は認定認証事業者に、前項の規定は承認調査機関に、それぞれ準用する。

4 第一項及び第二項(それぞれ第三項において準用する場合を含む。)の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項及び第二項(それぞれ第三項において準用する場合を含む。)の規定により立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)
第三十六条 次の各号に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

1 第四条第一項の認定を受けようとする者(主務大臣が第十七条第一項の規定により指定調査機関に調査の全部を行わせることとしたときを除く。)

2 第七条第一項(第十五条第二項において準用する場合を含む。)の認定の更新を受けようとする者

3 第九条第一項(第十五条第二項において準用する場合を含む。)の変更の認定を受けようとする者

4 第十五条第一項の認定を受けようとする者(主務大臣が第十七条第一項の規定により指

定調査機関に調査の全部を行わせることとしたときを除く。)

5 第九条第一項(第十五条第二項において準用する場合を含む。)の変更の認定を受けようとする者

6 第十九条から第二十二条までの規定は第一項の承認に、第二十四条から第二十七条までの規

(処分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による認定等の処分その他の行為は、法令に基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為を含む。

改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

1 (施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五百九条の規定

公布の日

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対しされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前十三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

号) 抄 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八